

議案第91号 小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法に対応するため、行政情報開示請求に係る不作為についても審査請求を認めるほか、第三者機関である小松島市情報公開審査会による審査体制が確保されていることから、審理員の指名を行わないこととする等、所要の改正を行うもの。

小松島市行政情報公開条例(平成12年小松島市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(第三者保護の意見聴取)</p> <p>第12条 開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示又は非開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に<u>反対の意思を表示した意見書</u>を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(第三者保護の意見聴取)</p> <p>第12条 開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示又は非開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に<u>反対の意思を表示した意見書</u>(以下「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>改正</p>



<p>2 小松島市情報公開審査会の組織，権限，審査方式，調査方法，審議手続その他運営に関する事項については，別に条例で定める。</p>	<p>(1) <u>開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し，又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る非開示決定を変更し，当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</u></p> <p>4 小松島市情報公開審査会の組織，権限，審査方式，調査方法，審議手続その他運営に関する事項については，別に条例で定める。</p> <p>5 <u>審査庁は，第1項の審査請求がなされた場合，行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については，これを行わないものとする。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>追加</p>
---	---	---